

## 利用者負担についての考え方

## 1 国会議の動向

- ・ 現行水準を原則として基準を示す方向
- ・ H26 年度早期に提示
- ・ 所得税による区分⇒住民税による区分に変更

## 2 保育料表の設定

- ・ 国基準からの減額率を定めて市保育料表（2号・3号）を定め、幼稚園保育料（1号）については、保育所保育料と整合性をはかるよう設定する。
- ・ 最初に第3子以降保育料無料化を見直し、その結果の減額率を加味した上で、国基準から減額した保育料を設定する。  
最終調定額（第3子以降無料化後）／国基準＝62.4%（H23年度）

《参考》各市の国基準額と調定額との比較（平成23年度）

単位：円

市名	国基準に基づいた額	市調定額 (各種軽減後)	対国基準の調定割合
雲南市	391,638,500	187,766,060	47.9%
浜田市	624,864,760	389,660,740	62.4%
出雲市	1,779,655,410	1,110,385,930	62.4%
松江市	2,110,996,740	1,337,383,750	63.4%
大田市	342,924,230	232,871,840	67.9%
安来市	433,447,320	311,976,900	72.0%
江津市	265,205,000	197,738,760	74.6%
益田市	546,653,290	408,261,900	74.7%

## 2 第3子以降保育料無料化見直しの考え方

### (1) 経過

- 平成17年度から第3子以降保育料無料化軽減事業を実施  
保育料の2/3（保育料階層第7階層まで）又は1/2（保育料階層が8階層以上）を軽減。対象児童は現行と同様。
- 平成19年度から第3子以降保育料無料化事業（現行）を実施  
目的：保護者の経済的負担を軽減することにより、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを推進することを目的とする。

### (2) 無料化事業の影響、効果、実績

- 軽減額、対象児童数、入所児童数等の推移

	軽減額(千円)	対象児数(人)	5/1 入所(人)	定員
H19 年度	148,934	635	3,655	3,435
H20 年度	160,842	705	3,681	3,600
H21 年度	187,690	716	3,993	3,765
H22 年度	193,919	818	4,069	3,895
H23 年度	196,750	815	4,144	3,955
H24 年度	230,446	1,007	5,186	4,750

\*H23 までは旧斐川町は含まない

\*5/1 入所人員は管外を含まない

- 経済情勢の厳しい中、保護者の負担軽減につながっている。
- 入所要件の緩和により、パート等短時間労働で家庭で保育できる状況でも、無料を理由に保育所に預けている例も一定数あると思われる。
- 保育料収入（市歳入）額の減少。

- 出生率、就学前児童数等の推移

	出生数(人)	就学前児童数(人)
H19	1,515	8,068
H20	1,526	7,954
H21	1,473	7,863
H22	1,579	7,829
H23	1,527	7,764
H24	1,538	9,343

- 微減傾向であり、少子化対策に顕著な効果があったとはいいがたいが、反面、微減に留まり、大幅な減少とはならなかったとも言える。

(3) 現行制度の課題

- ・多子世帯に限られる制度であること
- ・他の子育て支援策とのバランスをとることが必要
- ・市の財政的負担が大きいこと

(4) 見直し案

- ・廃止でなく見直しとする。

→多子世帯に限られる制度であるが、多子世帯の経済的負担が大きいことは否定できず、国段階の制度で、同時に2人入所している場合、2人目が半額、3人入所している場合、3人めは無料という制度が存在する。

同時入所でない多子世帯に対して、経済的負担の軽減を図ることは、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを推進する上で、ある程度は必要ではないか。

(5) 見直し時期

平成27年度（新制度開始と同時）から。